

茨城県内自治体の前払金制度改正等状況

(平成28年5月1日現在)

■前払金制度の改正(平成25年度以降)

発注者	改正日	新		旧	
		適用金額等	前払率	適用金額等	前払率
東海村	平成26年1月1日	【工事】300万円以上 工期31日以上	40%	【工事】300万円以上 1億円以下 (限度額3,000万円) 1億円超 工期31日以上	40% 30%
小美玉市	平成26年4月1日	【工事】500万円以上	40%	【工事】1,000万円以上 5,000万円未満 5,000万円以上	40% 30%
下妻市	平成26年4月1日	【工事】500万円以上	40%	【工事】500万円以上 5,000万円未満 (限度額1,500万円) 5,000万円以上 (限度額5,000万円)	40% 30%
行方市	平成26年4月1日	【工事】500万円以上 1億円以内 1億円超	40% 30%	【工事】500万円以上 5,000万円以内の部分 5,000万円超の部分	40% 30%
茨城県	平成26年6月1日	【工事】50万円以上	40%	【工事】50万円以上 5億円以下の部分 5億円超の部分	40% 30%
石岡市	平成27年4月1日	【工事】500万円以上	40%	【工事】500万円以上 5,000万円以上 工期61日以上	40% 30%
守谷市	平成27年4月1日	【工事】500万円以上	40%	【工事】500万円以上 (限度額6,000万円) 2億円以上 (限度額1億円) 5億円以上 (限度額2億円)	40% 30% 20%
鉾田市	平成27年4月1日	【工事】50万円以上	40%	【工事】50万円以上 5,000万円以下の部分 5,000万円超の部分	40% 30%
大洗町	平成27年4月1日	【工事】500万円以上 (限度額2,000万円) 7,000万円以上	40% 30%	【工事】1,000万円以上 (限度額2,000万円) 7,000万円以上	40% 30%
鉾田市	平成27年10月1日	【工事】500万円以上	40%	【工事】50万円以上	40%
日立市	平成28年4月1日	【業務委託】130万円以上	30%	—	
小美玉市	平成28年4月1日	【業務委託】500万円以上	30%	—	
結城市	平成28年4月1日	【工事】500万円以上	40%	【工事】1,000万円以上 5,000万円以上	40% 30%
五霞町	平成28年4月1日	【工事】500万円以上	40%	【工事】500万円以上 (限度額3,000万円)	40%
古河市	平成28年4月21日	【工事】500万円以上	40%	【工事】500万円以上 1.5億円未満 (限度額4,500万円) 1.5億円以上	40% 30%
坂東市	平成28年5月1日	【工事】500万円以上	40%	【工事】500万円以上 5,000万円以上	40% 30%

■中間前払金制度の導入状況

導入日	発注者					
平成16年4月1日	茨城県					
平成21年4月1日	水戸市					
平成25年4月1日	牛久市					
平成26年4月1日	つくば市		行方市			
平成26年10月1日	常総市					
平成26年12月1日	坂東市					
平成27年4月1日	ひたちなか市		かすみがうら市 東海村			
平成27年5月1日	常陸太田市					
平成27年6月26日	高萩市					
平成27年7月1日	鹿嶋市					
平成27年8月1日	筑西市					
平成27年10月1日	下妻市		鉾田市			
平成28年4月1日	日立市	土浦市	石岡市	結城市	龍ヶ崎市	笠間市
	取手市	守谷市	那珂市	稲敷市	神栖市	桜川市
	小美玉市	つくばみらい市	茨城町	阿見町	利根町	八千代町
	五霞町	城里町				
平成28年4月21日	古河市					
平成28年5月1日	境町					

※県内市町村の中間前払金制度導入は、平成28年5月1日現在で37箇所(導入率84%)